

(平成21年9月30日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認中央第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1) 年金記録の訂正を不要と判断したもの

1 件

国民年金関係

1 件

国民年金 事案 268

第1 委員会の結論

申立人の昭和41年8月から43年9月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和8年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和41年8月から43年9月まで

私は、昭和35年12月に国民年金に任意加入し、国民年金保険料を納付し続けていたが、45年ごろ、社会保険事務所から連絡があり、厚生年金と重複している期間があるので、国民年金保険料を還付するから来るようにと言われ、手続きし、還付金を受領した。

ところが、最近になって厚生年金と重複していない申立期間も還付されていたことが分かったが、確かその時は、厚生年金と重複している分だけ還付すると言われたはずなので申立期間は還付の必要が無く、その分は返還するので納付済期間に戻してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和45年ごろ、社会保険事務所からの連絡によって厚生年金保険の被保険者期間との重複がわかり国民年金保険料の還付を受けたとしているところ、社会保険庁の特殊台帳及び市の国民年金被保険者名簿において、申立人が40年7月に厚生年金保険の被保険者となったために国民年金の資格を喪失し、申立期間を含む40年7月から45年3月までの期間について納付されていた保険料相当額が還付されたことが確認できる。

一方、申立人は、厚生年金保険の被保険者期間ではなかった申立期間は還付する必要は無いと主張するが、申立期間は国民年金の強制加入期間ではないため、国民年金の被保険者となるためには、厚生年金保険の

被保険者資格を喪失した昭和 41 年 8 月に申立人が任意加入の手続を改めて行っていなければならないが、申立人が当該手続を行った事実は確認できず、申立期間は被保険者期間とならないことは明らかであるから、申立期間の保険料相当額が還付されることに不自然さは無く、申立期間を国民年金の被保険者期間とし国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

なお、申立人は、当時の行政側の説明の過誤を主張して申立期間を納付済期間とする記録の訂正を求めているが、行政側の説明の過誤を推測させる資料はなく、申立期間を納付済期間と認めることはできない。